紹介代理店契約書

■株式会社（以下「甲」という。）と紹介代理店である●株式会社（以下「乙」という。）は、以下に定める業務について次の通り本契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

第2条（定義）

本契約書において、以下の用語をそれぞれ定義する。

* 「本サービス」とは、契約者に提供される甲の「×××」を意味する。
* 「紹介代理店」とは、甲に代わって本サービスを販促・営業する紹介代理店契約を交わした個人、又は法人を意味する。
* 「見込顧客」とは、乙が甲に紹介した本サービスの契約見込顧客を意味する。
* 「契約者」とは、甲が定めた契約方法で本サービスの利用申込を行い、契約を締結した見込顧客を意味する。
* 「本契約書」とは、紹介代理店契約書を意味する。
* 「本契約」とは、本契約書に基づき、甲乙が双方同意・締結した内容を意味する。
* 「甲サービス」とは、本サービスを含む、甲の事業やサービス全般を意味する。
* 「利用料金」とは、契約者が本サービスの利用にあたって支払う月額料金の合計を意味する。
* 「第三者」とは、甲と乙以外全ての個人・法人を意味する。
* 「悪意ある攻撃」とは、故意に甲の業務を妨害、又は破壊することを目的とした攻撃を意味し、例えば、スパムメール、ハッキング、クラッキング、データ改ざん、情報窃盗、Dos攻撃などを含んだものを意味する。

第3条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結した日を起点として1年間とする。
2. 本契約は、双方から解約の申し出がない限り同条件で自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第4条（紹介代理店の業務内容）

1. 乙は、見込顧客を見つけ出し、当該見込顧客を甲に紹介することを主な業務内容とする。
2. 乙は、見込顧客を見つけ出すために自己の資金と責任で業務を遂行し、継続的に見込顧客を探す努力をする。
3. 乙は、甲が指定した方法を用いて見込顧客を引き渡すものとする。
4. 乙は、甲が禁止した営業手法を用いて見込顧客に提案してはならない。
5. 甲は、乙より引き継いだ見込顧客に対し本サービスの提案、営業を目的とした連絡を行い、本サービスの販売に努めるものとする。
6. 甲は以下各号に該当する場合、見込顧客への本サービス提案、又は申し込み自体を拒絶できるものとする。また、それに係わる損害等が乙に発生した場合でも、甲は一切の責任を負わないものとする。
7. 見込顧客が本サービスを既に契約していた場合
8. 本サービスのサービス提供エリア外であると確認された場合
9. 本サービスを提供することにより、甲が何らかの不利益を被る可能性があると判断された場合
10. 甲の競合企業であると判断された場合
11. 反社会的勢力の可能性があると判断した場合
12. 債務支払いの義務を怠る可能性があると判断した場合
13. 契約時に虚偽の内容を申告したと判断した場合
14. 前各号の他、甲が適当でないと判断した場合

第5条（紹介代理店の手数料）

1. 手数料の対象は本サービスの利用料金とする。
2. 手数料の対象となる見込顧客の定義は、紹介代理店が甲の指定した方法で見込顧客を引き渡した日を起点とし、1年以内に契約者となった場合に限定する。
3. 手数料は、契約者が甲に支払った利用料金のうち、入金が確認できたものを対象とする。
4. 手数料は、甲に入金確認できた額の●%とする。なお、契約者が本サービスを利用し続ける限り手数料は支払われるものとする。
5. 手数料の支払サイクルは、契約者が甲に支払った月末締め、翌月末の支払いとする。
6. 本契約が解約された場合、解約月以降の手数料は、一切支払われないものとする。

第6条（禁止行為）

1. 乙は以下各号に定める行為を行ってはならないものとする。
2. 本契約書に違反する行為
3. 甲、又は本サービスの信用を毀損する行為。
4. 本サービスの運営を妨害する、又は甲サービスの運営に支障をきたす恐れのある行為。
5. 本サービスの利用意向が全くない見込顧客を引き継ぐこと。
6. 悪意ある攻撃を甲、又は甲サービスに仕掛けること。
7. 甲の事前承諾なく、見込顧客に手数料の一部を還元するような勧誘をすること。
8. 不正に手数料を得る目的で見込顧客を引き渡すこと。
9. 本サービスに関連して、反社会的勢力に直接的、又は間接的に利益を提供する行為。
10. 甲の事前承諾なく、乙の業務を第三者に委託すること。
11. 法令、その他当局の規則又は通達によって禁じられた行為、あるいは公序良俗に反する行為。
12. 前各号の他、本契約で禁止行為として定められた行為。

２．本条に記載した禁止事項を乙が行った場合、甲の一存で直ちに契約解約ができるものとする。

３．乙が禁止行為に反して損害を被った場合、甲はその責任を一切負わないものとする。また、それにより甲に損害が生じた場合はその損害額を乙に請求できるものとする。

第7条（本契約の解約）

1. 本契約は、契約期間満了の30日前までに書面又は電子メールで申し出ることにより解約できるものとする。
2. 甲と乙は、本契約を解約した場合、お互いに有する債務を速やかに精算し所定の期日までに支払うものとする。
3. 甲と乙は、以下の各号に相手方が該当していると判断した場合、通常の手続きを経ずに本契約を解約することができるものとする。
4. 本サービスの事業廃止や売却が決まったとき。
5. 相手方が1年の間で、本契約上の業務を怠っていることが明らかなとき。
6. 契約時に相手方が虚偽の情報を申告していたことが発覚したとき。
7. 手形、小切手の不渡りのため手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又はこれに類する事態が生じたとき。
8. 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき。
9. 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て等を受けたとき。
10. 支払停止、支払不能、若しくは債務超過の状態、又は破産、会社更生手続き及び民事再生手続き、特別清算手続き等の倒産処理手続きの状態にあるとき。
11. 会社や事業の信用状況が著しく悪化したとき。
12. 法人形態、又は事業を事実上、解散・廃業したとき。
13. 相手方（従業員を含む）が反社会的勢力に属している、又は関係していると判断できるとき。
14. その他、通常業務の遂行に支障をきたす恐れがあると判断する相当の事由が生じたとき。

第8条（個人情報保護）

1. 甲と乙は、法律に即した個人情報保護方針に沿って、本契約に関連する個人情報を取り扱うものとする。
2. 甲と乙は、相手方から預かった個人情報を、第三者に開示又は漏えいしないものとする。
3. 甲と乙は、相手方から預かった個人情報を、本サービスを提供する以外の目的で、利用、加工、複写、複製を行わないものとする。
4. 甲と乙は、相手方から預かった個人情報について、漏えい、滅失又は毀損等の事故が発生した場合、その事実を速やかに相手方に報告し、原因調査を行い、事故の拡大防止に必要な措置を行うものとする。

第9条（機密保持）

1. 甲及び乙は、相手方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の機密情報を細心の注意を払い取り扱う。
2. 但し、次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。
3. 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
4. 提供を受ける以前から既に保有しているもの
5. 守秘義務を負うことなく正当に入手したもの
6. 相手方から開示を承諾されたもの
7. 機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの

第10条（損害賠償）

1. 甲及び乙は本契約を履行する上で、故意又は過失にかかわらず相手方に損害を与えてしまった場合、通常かつ直接の範囲で当該損害を賠償する。なお、本契約の解約に係わる直接損害は対象にならないものとする。
2. 本条は本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第11条（遅延損害金）

甲及び乙は、本契約に基づく債務の弁済を怠ったときは、弁済すべき金額に対し年率14.6%の遅延損害金を相手方に支払うものとする。

第12条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

第13条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本契約の準拠法は、日本法とする。
2. 本契約に関する訴訟については、その請求額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審合意専属管轄裁判所とする。
3. 本条は有効期間の終了後も有効に存続するものとする。

以上、本契約の成立を証する為に本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各々1通を所持する。

契約締結日　令和●年●月●日

（甲）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）
東京都■■■　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都●●●

■■■株式会社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●●株式会社

代表取締役　■■■　 　　　印　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　●●　●● 　　　印